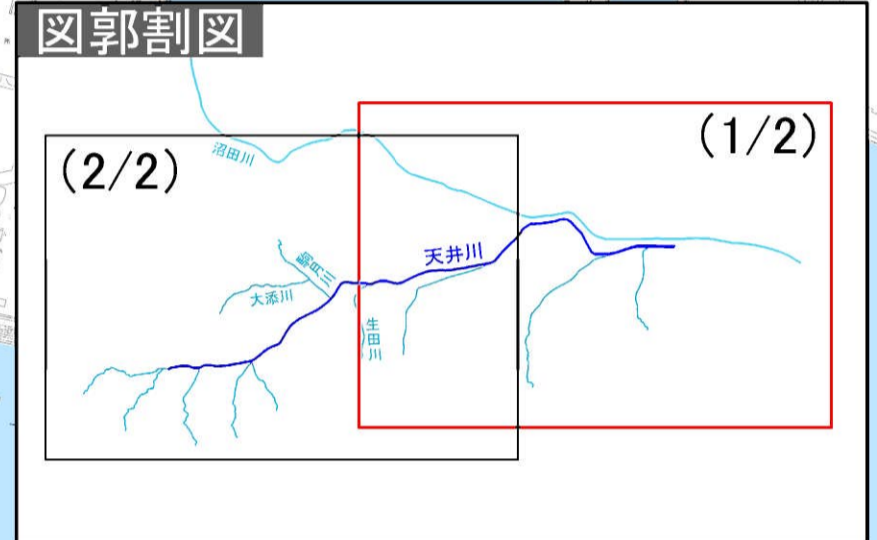
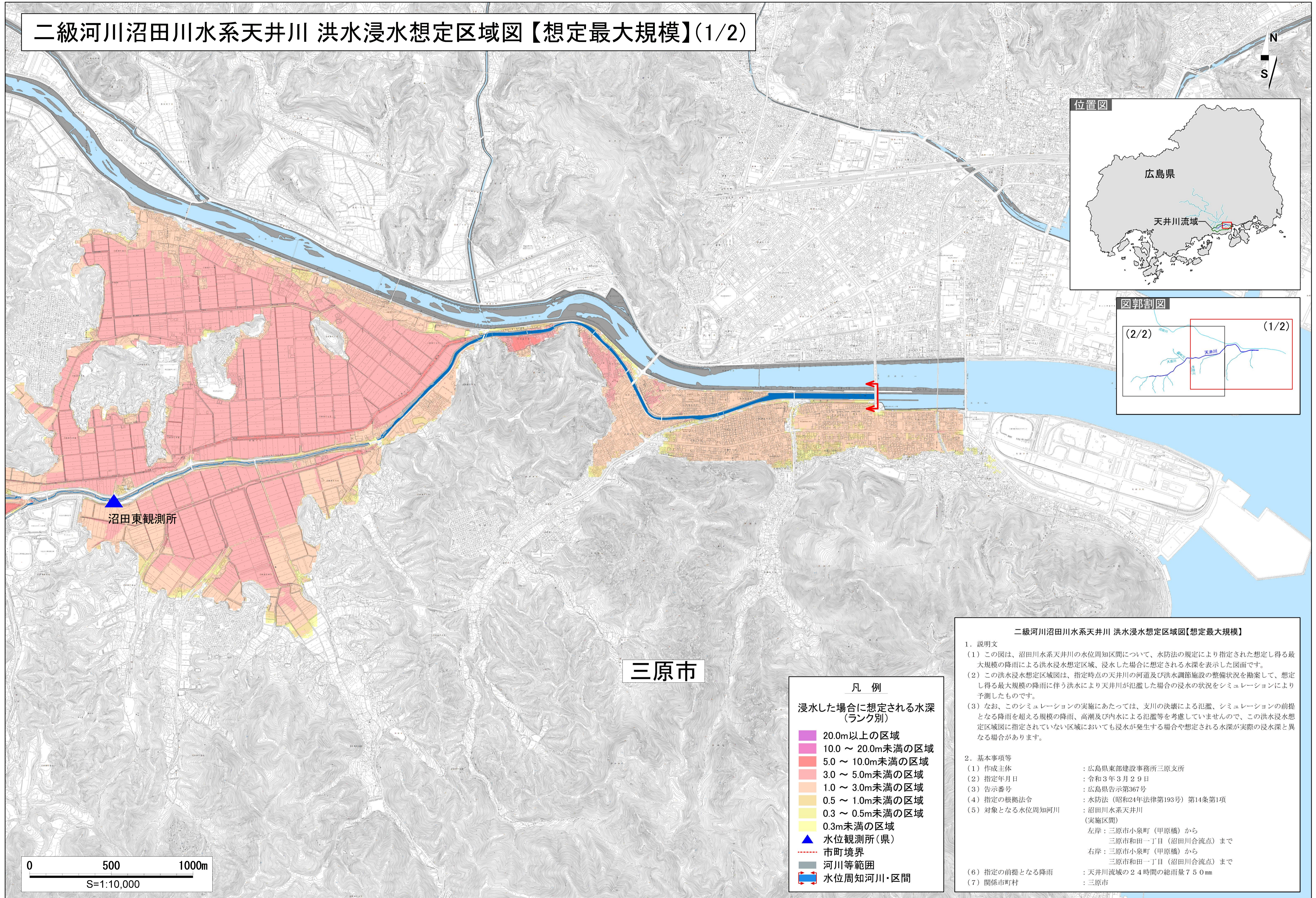
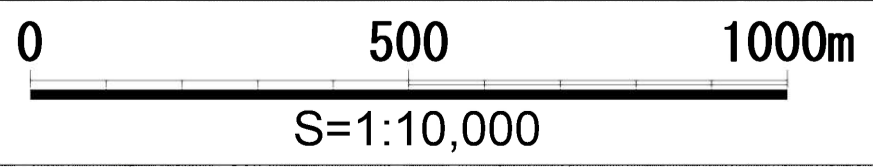


# 二級河川沼田川水系天井川 洪水浸水想定区域図【想定最大規模】(1/2)



三原市



凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

20.0m以上の区域
10.0 ~ 20.0m未満の区域
5.0 ~ 10.0m未満の区域
3.0 ~ 5.0m未満の区域
1.0 ~ 3.0m未満の区域
0.5 ~ 1.0m未満の区域
0.3 ~ 0.5m未満の区域
0.3m未満の区域
▲ 水位観測所(県)
--- 市町境界
--- 河川等範囲
--- 水位周知河川・区間

二級河川沼田川水系天井川 洪水浸水想定区域図【想定最大規模】

1. 説明文

- この図は、沼田川水系天井川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- この洪水浸水想定区域図は、指定時点の天井川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により天井川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域図に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

(1) 作成主体	: 広島県東部建設事務所三原支所
(2) 指定年月日	: 令和3年3月29日
(3) 告示番号	: 広島県告示第367号
(4) 指定の根拠法令	: 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
(5) 対象となる水位周知河川	: 沼田川水系天井川(実施区間) 左岸: 三原市小泉町(甲原橋)から三原市和田一丁目(沼田川合流点)まで 右岸: 三原市小泉町(甲原橋)から三原市和田一丁目(沼田川合流点)まで
(6) 指定の前提となる降雨	: 天井川流域の24時間の総雨量750mm
(7) 関係市町村	: 三原市

この地図は、三原市長の承認を得て、同市発行の都市計画図(新図郭)(S=1/2,500)を複製したものです。(承認番号: 令和2年9月16日 三都第573号)

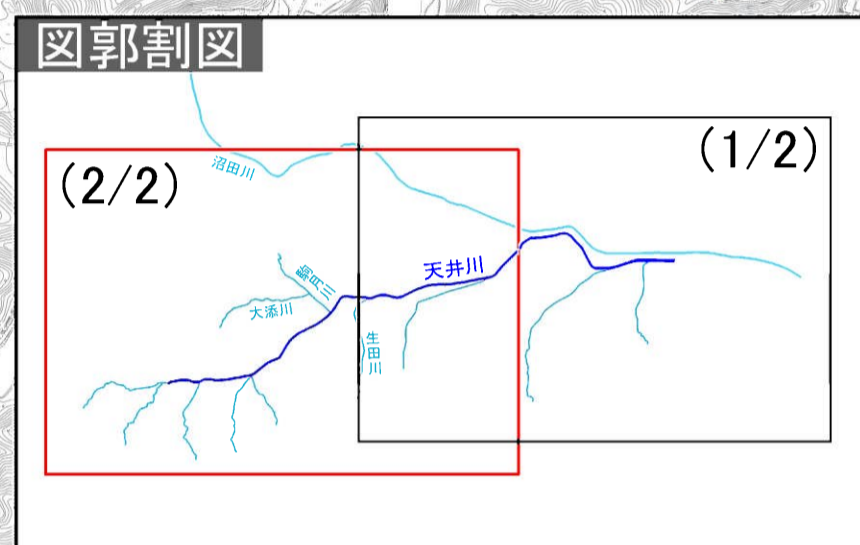


# 二級河川沼田川水系天井川 洪水浸水想定区域図【想定最大規模】(2/2)

位置図

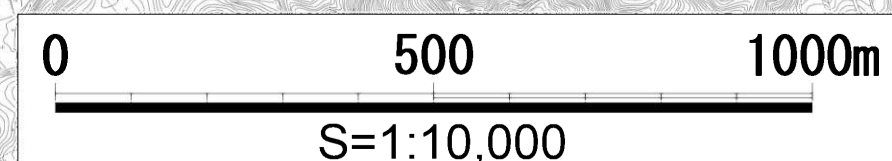


図郭割図



三原市

沼田東観測所



凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

20.0m以上の区域
10.0 ~ 20.0m未満の区域
5.0 ~ 10.0m未満の区域
3.0 ~ 5.0m未満の区域
1.0 ~ 3.0m未満の区域
0.5 ~ 1.0m未満の区域
0.3 ~ 0.5m未満の区域
0.3m未満の区域
▲ 水位観測所(県)
--- 市町境界
--- 河川等範囲
--- 水位周知河川・区間

二級河川沼田川水系天井川 洪水浸水想定区域図【想定最大規模】

1. 説明文

- この図は、沼田川水系天井川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- この洪水浸水想定区域図は、指定時点の天井川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により天井川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域図に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

(1) 作成主体	: 広島県東部建設事務所三原支所
(2) 指定年月日	: 令和3年3月29日
(3) 告示番号	: 広島県告示第367号
(4) 指定の根拠法令	: 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
(5) 対象となる水位周知河川	: 沼田川水系天井川(実施区間) 左岸: 三原市小泉町(甲原橋)から三原市和田一丁目(沼田川合流点)まで 右岸: 三原市小泉町(甲原橋)から三原市和田一丁目(沼田川合流点)まで
(6) 指定の前提となる降雨	: 天井川流域の24時間の総雨量750mm
(7) 関係市町村	: 三原市

この地図は、三原市長の承認を得て、同市発行の都市計画図(新図郭)(S=1/2,500)を複製したものです。(承認番号: 令和2年9月16日 三都第573号)